

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、平成23年第3回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

8番、里館裕子君及び9番、金崎悟朗君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの9日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にあります。

以上で私の諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を金崎悟朗君にお願いいたします。ご登壇願います。

○9番（金崎悟朗君） では、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告をいたします。

釜石大槌地区行政事務組合議会の取り組み状況についてご報告いたします。

去る8月4日に臨時会が開催され、会期は1日限り、付議事件は「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての専決処分」、  
「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて」、及び「平成23年度補正予算（第1号）」の議案3件で、いずれも原案のとおり承認、可決されております。

なお、補正予算につきましては、本年3月に発生した東日本大震災により被災した汚泥再生処理センター及び消防防災施設設備に係る災害復旧事業費等の増額が主な内容で、歳入歳出それぞれ3億7,724万9,000円を増額し、補正後の予算総額を17億5,706万4,000円とするものでございます。

まず議事に先立ち、東日本大震災でお亡くなりになった方々のご冥福を祈り、黙祷しました。また、管理者から本年3月に発生した東日本大震災に係る被害状況及び災害復旧対策等について報告がありましたので、私からその概要を申し上げます。

初めに、今回の災害による多くの犠牲から得た教訓を生かして、これからも地域住民の安心と安全を確保することを優先としながら、地域の復興を果たすべき邁進してまいりたいと決意が述べられました。

次に、今般の震災による汚泥再生処理センターの被災状況については、機械、電気、建築、土木設備等に被害が発生しており、被害総額は約3,750万円となっていること。処理機能に支障を及ぼす被災箇所は、修繕等の仮復旧工事を行った結果、放流水質、臭気、汚泥処理など、すべて順調に処理ができています。今後は速やかに被災箇所の補修工事を行うため、国に廃棄物処理施設災害復旧費補助金の申請を行っており、一日も早い本復旧に向けた工事を実施する予定であること。

次に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、国では汚泥を肥料原料として利用する際には放射性セシウム濃度が1キログラム当たり200ベクレル以下とするよう規準が示されていることを踏まえ、当汚泥再処理センターでも原料汚泥に含まれる放射性物質を測定したところ、放射性セシウム濃度が10ベクレルと基準値を大幅に下回る結果となっていること。今後においても、定期的な測定を行い、適切な管理を行っていくこと。また、今年度から包括的民間委託を実施する予定でいましたが、天災によるリスク回避のため、来年度から包括的民間委託に移行したいと考えているとの報告がありました。

次に、今般の大震災による当消防本部における被災状況は、釜石消防署、大槌消防署、鵜住居出張所の2消防署1出張所が全壊または半壊し、さらには消防車両は保有台数25台中17台が流出したほか、無線通信機器などの多くの消防設備に甚大な被害を受けたこと。当消防本部は、被災当初から自衛隊、緊急消防援助隊、岩手県消防長会を初め、関係機関の支援を受けながら消防活動を実施してきており、5月1日から独自の消防体制で活動を展開していること。消防車両については、大阪市消防局などからのご支援により、不足台数をなんとかクリアしているものの、老朽車両のため更新しなければならない状況であること。今回、東日本大震災財政援助法に基づき、消防防災施設・設備災害復旧費補助制度を利用して、プレハブの仮設消防庁舎の購入、及び消防ポンプ車、消防資機材等更新すること。当面、消防本部、釜石消防署、大槌消防署、小佐野出張所の消防体制で消防活動を行うが、今後災害復興の進捗状況を考慮しながら、消防体制の柔軟な運用を図っていくこと。

一方、一日も早い新消防庁舎建設が望まれるが、東日本大震災財政援助法に基づく消防防災施設災害復旧費補助制度を活用して、早期に建設を推進してまいりたい。このため、新たに「消防庁舎建設推進委員会」とその任務を効率的に遂行するために「消防庁舎建設推進プロジェクトチーム」を設置し、消防庁舎の施設内容、建設規模、整備費用について具体的な協議を行い、内容を詰めていくこと。この消防庁舎建設に係る補助導入に当たっては、建設用地の確定が必要であることから、当組合では釜石市、大槌町の連携を深め、両市町が示す「災害復興まちづくり計画」との整合性を図りながら、新消防庁舎の建設に向けてさらに検討努力していくこと。さらに、消防庁舎建設の検討とあわせて新広域消防実施計画の見直しについても取り組んでまいりたいとの報告がありました。

また、議員説明会の中では、組合議員の定数を削減することについては、これまで組合議会運営協議会で検討していたが、結論が出なかったことから、当面現在の議員定数のままとし、議会改選後に改めて協議していくことが確認されております。

以上で、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を岩崎松生君にお願いたします。ご登壇願います。

○11番（岩崎松生君） それでは、岩手沿岸南部広域環境組合議会の取り組み状況を報告いたします。

去る7月20日に、岩手沿岸南部広域環境組合議会の臨時会が1日の会期で開催されました。

欠員となっておりました組合議会副議長選挙につきましては、指名推選により陸前高田市議会選出の菅野広紀さんが選ばれました。

管理者からは、最初に東日本大震災以降の岩手沿岸南部クリーンセンターの状況として、3月11日の地震発生後施設は自動停止するとともに、停電、断水し、非常発電機による保全体制となり、約1億円の被害が発生したことの説明があり、復旧工事を行い、4月7日から操業再開いたしましたが、同日に発生した震度6弱の余震により、再び停止を強いられたことと、この地震により外壁等にひび割れが生じ、約900万円の損害が生じましたが、復旧工事を進め4月11日から再稼働し、4月18日から通常ごみの収集処理が行われたことについて報告がありました。

また、災害ごみの状況として、釜石市、大船渡市、大槌町の2市1町の災害ごみを4月から6月まで、合わせて1,481トンを受け入れ処理したことと、7月以降も生活ごみやがれき処理の動向を見ながら、可能な限り災害ごみの処理に協力をしていきたいとの報告がありました。

次に、東京都の焼却施設の飛灰から暫定基準値の8,000ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたことを受け、沿岸南部クリーンセンターから出る飛灰の放射能測定を行うよう環境省から要請があり、測定した結果1,128ベクレルという暫定基準値の8分の1程度の数字であったことが示され、今後最終処分場周辺住民の安全・安心を確保するため、定期的な放射能測定や水質検査の実施など、構成市町と連携して取り組んでいくとの報告がありました。

付議事件といたしましては、議案4件につきまして原案のとおり承認、可決されました。

主な付議事件及び審査結果は、次のとおりでございます。平成22年度決算見込みに基づき、歳入歳出総額から4,584万6,000円を減額し、補正後の予算総額を61億9,314万3,000円とし、平成23年3月28日付で専決処分しております。また、平成22年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第4号）につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、平成23年度予算として、東日本大震災及び余震により発生した災害復旧事業及び災害ごみ処理を行うため、歳入歳出総額にそれぞれ1億8,000万円を追加して、補正

後の予算の総額を9億9,938万6,000円とし、平成23年4月12日付で専決処分しております。また、平成23年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり承認されております。

次に、平成23年4月1日から盛岡地区広域行政事務組合を盛岡地区広域消防組合に名称変更する「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることについて」は、平成23年3月28日付で専決処分したことを報告し、原案のとおり承認されました。

最後に、平成23年9月26日をもって一関に編入する東磐井郡藤沢町を、同年9月25日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させる「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

休憩中に組合議会の齋藤 功議長から議長の辞職願が副議長に提出されました。「議長辞職の件」を日程に追加し、議題として図った結果、議長の辞職が許可されました。このことに伴い、組合議長の選挙を行った結果、指名推選により大船渡市議会選出の畑中孝博さんが新しい議長に選ばれました。

以上で、岩手沿岸南部広域環境組合議会の取り組み状況の報告を終わります。



#### 日程第4 町長の所信表明演述

○議長（阿部六平君） 日程第4、町長の所信表明演述を行います。

町長、ご登壇願います。

○町長（碓川 豊君） 議員の皆さん、おはようございます。

所信表明の前に、昨日17時40分に高清水地区の崖崩れの徴候があるということで、その地区の46世帯の119人に避難指示を出し、そして桜木町地区に一時避難をさせたところでございます。その後、未明に佐野屋球場の仮設住宅の中で2世帯が床上浸水したということで、8人を同仮設の談話室に避難させたところでございます。幸いにも命等には別状なく、大きな被害もなく、今日の今朝8時にその避難指示を解除したところでございます。今後におきましても、低地にある仮設住宅等については大雨あるいは崖崩れ等の心配があるものでございますので、注意深く見て回りたいなと思っておるところでございます。昨晚の避難指示した報告についてでございました。

それでは、所信表明についてこれから申し上げるわけですが、若干10ページに一部訂正があります。そこをご訂正願いたいと思いますが、10ページの2行目の先週というところですが、今週に直していただきたい。ご訂正申し上げます。大変失礼いたしました。

それでは、私の所信表明を行わせていただきます。

平成23年度第3回大槌町議会定例会の開催に当たり、今後4年間における施政方針、大槌町の基本的な復興の考え方と町政運営に対する所信の一端を申し上げ、町民の皆様及び議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

初めに、東日本大震災により犠牲となられ、また被災された皆様に対して、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、被災発生当初から、国内外の皆様より励ましの言葉、物資の提供、炊き出しや泥上げなどボランティア活動など物心両面にわたり多大なご支援をいただきましたことに対して、町民を代表いたしまして衷心より御礼申し上げます。

あの忌まわしい3月11日の巨大地震津波、その後に発生した火災により、多くの方が被災されました。9月20日現在、震災による死亡者数802人、行方不明者数580人となっており、人口の1割に近い1,400人にも及ぶ多くの町民の尊い命を奪われております。

また建物の被害は、全壊3,092棟、大規模半壊・半壊625棟、一部損壊161棟となり、3,878棟もの建物が被害を受けるなど、これまで築き上げてきたかけがえのない街並みも産業経済基盤すべてにわたって壊滅的となりました。

「愛するふるさと大槌」の再生は、町民の悲願であります。しかし現状では、被災者の間にはこれからの先の暮らしと生活の立て直しをどこに求めたらよいのか、不安といらだちが広がっています。若者世帯を中心に、雇用の関係で避難先の市町村への転出が伝えられてきます。大震災前に、過疎指定とされた大槌町は、産業が低迷し人口減少が続いてきましたが、9月20日現在町外への転出者数は1,394人となり、死者・行方不明者のうち死亡届出者数を合わせると、震災後の半年間だけで実に人口の15%が減少している現状にあります。さらに、転出届けを提出しないまま町外で避難生活されている方も多く、今後人口の流出にますます拍車がかかっていくことが推測されます。一刻の猶予もありません。今まさに町の存亡の岐路に立たされていると言っても過言ではありません。

このような状況下にあつて、今回の大震災からの復興が以前の状態に戻るだけの単なる復旧・復興ではなく、町の将来の発展につながる創造的な復興の考え方が必要であります。

災害を契機に、もう今までの古い体質やしがらみをすべて流し、新たな気持ちで心をひとつに、町民が一丸となって新しい大槌町の再生を進めなければなりません。多くの犠牲者と壊滅的な被害を受けた町の復興は、まさにゼロからのスタートです。

私は、復興に当たってのコンセプトとして、「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある美しいまちづくり」と掲げたいと考えております。コンクリートのむき出しや新幹線の駅のような個性のないまちづくりは避け、こだわりのある品質のよいすてきな美しいまちづくりを進めます。

この際、平時では困難と思われた「まちづくり」を震災時だからこそ、思い切って進めることも可能と考えます。

まちづくりの基本として、①安全・安心の確保、②暮らしの再建、③地域経済の再興、④子ども教育環境の整備、⑤復興に向けた体制強化、以上五つの柱を掲げます。

最初に、「町民の安全・安心の確保について」であります。災害とは縁を切るハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重型防災のまちづくり」を目指します。

具体的には、土地の造成については、防波堤・防潮堤など防災施設の整備状況を踏まえ、津波災害リスクを考慮に入れた「三段方式」とし、平時大潮や雨水で冠水するような場所については、建築基準法第39条による「災害危険区域」に指定し、住居の用に供する建築物の建築の禁止など土地利用制限も検討していく必要があると考えております。

ただし、被災した集落はそれぞれ集落ごとに異なる地理・地形を持ち、古来より受け継がれてきた歴史や文化、生活の糧となる商工業や農林水産業などの産業基盤、社会を支えるコミュニティや自治組織などが存在しております。このような社会生活が営まれる礎となる場所とし、町民の皆様が集落の個性や特徴を理解し、復興後の集落の姿にみずからの未来を意見として反映させていく仕組みが不可欠であります。

そのため、集落ごとに地域復興協議会を立ち上げたいと考えております。老若男女多くの町民の皆さんがひざを交えた意見交換を展開していく必要があり、円滑に進めるために支援申し出ただけの団体や研究機関をコーディネーター、アドバイザーとして配置し、町民一人一人の思いを形にする対話を積極的に促進してまいります。

また、今回の震災により国道45号線が各地で寸断される中、水海・片岸間の三陸縦貫自動車道は災害対策、緊急輸送道路として活躍し、地震や津波に強い道路として証明されております。主要地方道大槌小国線は、県の緊急輸送道に指定されており、後方支援基地の遠野市との連絡道路として大きな役割を果たしております。

三陸地域の復興のためには、もちろん町民の避難、緊急輸送用として災害に強いまちづくりに必要不可欠な道路として、国や県に対して強く整備促進を要望してまいります。

さらに、私は津波災害とは縁を切り、再び津波による犠牲者を1人たりとも出さないためには、ハード面の整備に加え、この悲劇の記憶を風化させないソフト面での取り組みが特に重要と考えております。

そのため、被災者一人一人が生きてきたあかしとして、生前の活躍などの記録を収集し、広く公開していくことで、震災の記憶を後世に対する教訓として末永く語り継いでいくことが可能になると考えます。町民の皆さんの記憶の新しいうちに聞き取り調査を始めるべく、協力者を求めることも視野に入れております。

犠牲者の慰霊を目的とした「鎮守の森公園」内に、御霊の碑の建立と町民が希望と勇気の持てる「鐘（カリヨン）」の設置とあわせて、新しい大槌の再生のシンボルとして取り組んでまいります。

次に、二つ目の柱であります被災者の「くらしの再建」についてであります。

大槌町では、8月11日に町内の全避難所を閉鎖し、すべての避難者が応急仮設住宅等へ移動されたところであります。今後は仮設住宅における生活環境の改善を図るため、街灯や道路待避所の設置、舗装修繕などを順次行い、安全で安心な環境づくりに努めたいと考えております。

さらに、震災後実施したアンケート調査結果によりますと、持ち家はもとより県営、町営住宅建設促進が多く望まれていることから、復興計画と並行して町民が安心して生活できる激甚災害指定の災害公営住宅の早期建設を進めたいと考えております。

また、仮設住宅入居者の生活の質の向上を図るため、町内横断的組織であるプロジェクトチームを設置し、消防、警察、ボランティアセンターや振興局、東京大学など関係機関とも連携しながら、自治会組織の立ち上げなどを支援しております。

今後は、各課に分かれた被災者支援の窓口を一本化するなど、組織体制の充実を図りながら、自治会など地域コミュニティー組織やボランティアなど支援団体との協働により、住環境点検活動など生活支援の取り組みを展開してまいります。あわせて、仮設住



宅での利便性を向上させるため、バス運行ダイヤの調整などを通じて、利用されやすい交通手段の構築を目指してまいりたいと考えております。

さらに、高齢者の中には仮設住宅での生活が困難になる方もいらっしゃると思われることから、仮設団地内に設置された共同仮設住宅、サポート拠点の活用を図り、高齢者の方々の体調変化、孤独死、自殺予防などに向けて取り組んでいきます。

また、県立大槌病院など町内すべての医療機関や福祉施設の多くが被災したことから、被災者が安心して保健・医療、介護・福祉、生活支援サービスが受けられるよう、施設の復旧を支援していくとともに、高齢者、子ども、女性、障がい者などのニーズの把握に努め、心のケアなど健康づくりを含め、必要な支援を受けられるように取り組んでまいります。

震災後の雇用情勢につきましては、震災による企業の事業休止、事業廃止など、非常に厳しい状態にあります。緊急雇用対策事業を通じて、今後もさらなる事業創出により雇用の確保を検討してまいります。

さらに、人口流出に歯どめをかけ、復興後の定住対策として被災者の生活を安定させるためには、3本目の柱とし、雇用を生み出す「地域経済の再興」が不可欠であります。

そのためにも企業の立地、特に水産加工場の早期再建は喫緊の課題となっております。工場立地に係る用地の確保も含め、水産加工団地の整備促進を図りながら、企業支援を行ってまいりたいと存じます。

また、壊滅的な被害を受けた水産業につきましては、東日本大震災復興再生計画書を早期に策定するとともに、魚市場及び定置漁場、共同化事業による漁船整備等、一日も早い復興を目指してまいりたいと考えております。

既存の企業のほか、事業所、商店等の復興につきましても、国県の動向を踏まえ、復旧に係る補助金の活用について関係者と協議を重ねるとともに、休業補償に係る国の雇用調整助成金については今後も町単独のかさ上げ補助を継続し、雇用主の負担軽減に努めてまいりたいと存じます。

次に、4本目の柱である将来を担う「子どもたちの教育環境の整備」についてでございますが、震災により吉里吉里地区の小中学校を除く学校施設が甚大な被害を受けました。悲惨な状況の中で、教育関係者やユニセフを初め多くの関係団体の絶大なるご支援ご尽力と、そして何よりも我が町の子どもの「この震災には負けない」という前向

きな姿勢と積極的な学習活動・自主活動等により、当町の学校教育も徐々にその正常化の道を歩んでおります。

今月の半ばには、寺野地区のふれあい運動公園に仮設校舎と仮設体育館を設置でき、今週には被災校すべての授業が再開されたところであります。今後、大槌ならではの独自の復興教育としてこのたびの震災を教材とし、この辛い被災体験を後世に伝えていくことを学習の基本とした教育を展開したいと考えております。

また、学校の配置につきましては、学区の見直しのほか、特に被災小学校・中学校の学校再編を視野に入れた「小中一貫教育校」の設置について、国や県の指導・助言をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

さらに、町の復興のために何が必要なのか、子どもたちによる「復興計画」を審議する「子供議会」を開催するなど、教育委員会と連携した取り組みを実施し、防災意識の醸成とともに、運動公園の整備など教育環境の整備拡充に努めてまいります。

さらに、これらの取り組みを推進していくに当たって、「復興に向けた体制強化」が課題であります。

町の組織改正についてであります。当町では行財政改革の一環として職員定数の削減を行ってきた結果、被災時の職員数は136人と平成16年度と比較して8割程度の水準まで減ったところに、今回の震災により加藤前町長や課長級職員7名を含む33名の職員、臨時職員等を含めて40名もの尊い職員を失っております。また、23年3月末には課長級3名が退職していくなか、東梅前副町長のもと、職員一丸となって被災者支援や復旧事業にまさに不眠不休の状況で取り組んでこられたことに関しては、大変敬意を表するものであります。

さらに、県内外の各市町村や岩手県、静岡県などからの職員派遣により、被災市町村としての初めての選挙が滞りなく実施されるなど、役場機能は徐々にではありますが回復途上にあると思えます。

しかしながら、今後これまでの通常業務に加え、震災からの復旧・復興事業として新たな課題に着手していくためには、現在の組織体制をさらに強化すべきと考えております。そのため、新たに複数の副町長制及び部局制を速やかに導入したいと考えます。

また、この組織体制に伴う新たな人員配置については、国や県からの派遣職員を充てるなど、国、県、大槌町が太いパイプで結ばれながら、それぞれの復興計画と歩調を合わせ、事業着手していくことが大槌の早期再生のかぎになると考えます。また、若い職

員が多い当町にあって、派遣職員との業務執行を通じて復興を担い得る次代の職員を育成していただきたいと願うものであります。

このような復興の考え方をもとに、復興計画の策定を進めたいと考えます。策定期間は年内とし、10月から12月までの3カ月間をステップ1、2、3とし、対話、調整、合意形成を経て、一日も早く復興計画を策定し、復興へ歩み出したいと考えます。

なお、第8次大槌町町勢発展計画後期基本計画に関してですが、今年度から5年間の計画で策定しておりましたが、震災による津波被害で街並みが激変し、内容の大幅な修正・見直しが必要な状況となっております。

現在では、町の復興に集中して取り組むことが最優先であり、県の復興計画と歩調を合わせて、平成30年度までの8年間を計画期間とする復興計画を町勢発展計画の意味合いをも持たせた町の計画とし、それに沿った実施計画を3期に分けて策定し、復興事業を推進してまいりたいと考えております。

あわせて、実施計画の財源につきましても、今後国・県の動向を見極めながら、5年ないし10年間の財政計画を作成し、事業の財源を適切に確保してまいりたいと考えております。被災により税収の激減が見込まれますが、減収補てん債や歳入欠陥債を活用するほか、全国に情報発信し、企業及びNPO等からの支援を受けながら復興事業に必要な財源を生み出していきたいと考えております。

それでは、次に災害復旧等の状況についてご説明申し上げます。

初めに、町内では9月16日現在、801人もの方のご遺体が収容され、身元不明のご遺体は134人となっており、DNA鑑定による身元確認が進められております。また、行方不明者数がいまだ600人近いことから、他県の警察からの応援や海上保安部によって、陸上、洋上、海中での捜索活動が続いております。精力的な活動に感謝申し上げますとともに、行方不明者の一刻も早い発見を願うものであります。

次に、がれき除去及び処理については、復興のための第一歩であり、その除去につきましては、おおむね平成23年10月末をめどに完了するよう努めているところであります。その後の処理につきましては、平成25年度末の3カ年をめどに完了していただくよう県に委託しているところであります。がれき除去により、土地境界の明確化が進み、土地利用の再編等が可能になるものと考えております。

次に、三陸縦貫自動車道の整備については、大槌工区の片岸・迫又間は用地調査と詳細設計が実施されており、今後は迫又地区から山田町の暫定供用期間までの用地の立ち

入り調査、ボーリング調査、路線測量が実施されることになっております。このことにより、大槌工区の工事着手に向けて事業の増進が期待されるところであり、国土交通省と関係機関に心から感謝をしているところであります。今後も、釜石山田道路区間23キロメートルの早期完成に向けて、近隣市町とともに要望を継続してまいりたいと考えております。

次に、主要地方道大槌小国線土坂トンネル建設促進については、現在トンネル計画位置までの現況道路の拡幅事業が実施されております。町としては、平成12年9月に県が公表した土坂トンネルルート計画をぜひ本計画に組み入れられるよう、強く要望してまいりたいと考えております。

次に、下水道関係施設については、壊滅的な被害を受けましたが、下水道施設の復旧は生活環境の向上を図る上で必要不可欠なものであることから、現在污水处理施設についてはすべて応急仮復旧が完了し、中でも大槌浄化センターは平成25年度末を目標に高度生物処理を行いたいと考えております。また、桜木町雨水ポンプ場についても、応急仮復旧が完了しているところであります。今後の本復旧につきましては、復興計画を踏まえ、手戻りがないよう効率的、優先度等に配慮しながら復旧していきたいと考えております。

次に、水道事業についてですが、今回の震災によりライフラインとしての水道の重要性を改めて認識したところであります。これまでの給水活動は、神戸市を中心とした関西圏の48自治体の支援により実施されたところであり、水道事業所としても災害時における給水活動が迅速にできる体制の強化を図ってまいります。

また、今回の被災市町村中でも水道の復旧が早かったのは、水源地が被災しなかったことが大きな要因と考えられますが、あと50センチメートル水位が高ければ水源地の井戸が被災したことから、水源地の移設などを検討します。なお、水質につきましては、放射性物質も検出されず、安全な水であります。

次に、地域経済の振興について申し上げます。まず、水産業については、国の一次補正及び二次補正予算に伴う共同利用漁船等復旧支援事業や、共同利用施設復旧事業等により漁業支援を行っておりますが、魚市場の早期操業開始や沖野島定置漁場及び養殖施設の復旧など、水産業の早期復興に向け事業を進めてまいりたいと考えております。

また、大槌漁港と大槌川河口並びに船越湾の吉里吉里地区の防潮堤については、現在土のうの積み上げによる仮復旧工事が進められておりますが、市街地が地盤沈下し、高

潮や台風等においても浸水被害想定区域が拡大する状況にありますので、国や県に対しては崩壊している防潮堤の早期早急復旧、整備を強く要望してまいりたいと考えます。

次に、商工振興については、被災事業者対策の一つとして町内6地区に仮設店舗、事業所の整備を進めております。旧大槌北小学校グラウンドには42事業者が入居し、12月中旬オープン予定のショッピングセンターマストとともに商業集積が図られますが、町内消費者の生活支援と消費購買力の町外流出防止、町内事業者の売上向上など、今後にもぎわい創出とあわせて地域経済の活性化を図りたいと考えております。

また、被災した事業者は、設備投資による多額な負債を抱えている現況にあり、自己回復のためのさらなる設備投資は不可能な状況にあります。今後、事業者が用地確保や新たな社屋、工場等を再建し、再稼働できるよう公的資金の導入等による債券買い取り制度について国に要請してまいりたいと存じます。

次に、農政については、県の代行事業で農地災害復旧事業を実施しておりますが、今後も県と農地所有者とのパイプ役として円滑な事業実施を図ってまいります。

また、震災に伴う山火事被害対応につきましては、県や森林組合等関係機関と連携し、所有者への支援を実施してまいりたいと考えております。

営農意識の高い事業者への支援としては、農地を集積し、意欲ある担い手に対し効率的な農業経営を図るよう支援するとともに、産直と連携し、安心安全な町内農産物の生産と農家所得向上を目指したいと考えております。

次に、児童福祉についてですが、私立保育園のうち被災した2園では、仮設園舎で再開しております。また、町立安渡保育所は安渡小学校で再開しましたが、保育環境の改善のため移転等も視野に入れた改善策の検討を進めてまいります。なお、今年度の保育料は全額免除とします。

放課後児童クラブについては、児童や保護者の利便性を考慮し、寺野運動公園内の仮設小学校が建設されることとなったことから、団体のご支援をいただき、仮設を設置することとしておりますが、手続等の関係から11月上旬の開設予定となっております。

次に、障がい福祉については、大槌町社会福祉協議会のワークフォローおおつちが8月17日から再開しておりますが、ワークフォローおおつち福祉作業所が全壊したことから、その利用者も含めた形での運営を行っております。

わらび学園については、釜石市鶴住居町の分園が全壊となったことから、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助を導入し、本園の敷地内に就労支援B型施設として整備を図る

予定となっております。また、本園につきましては自立支援法に伴う生活介護施設として新体系移行を図るため、障がい者自立支援基盤整備事業を導入し、現在改築等を実施しております。

なお、被災した保育園や障がい者施設に対する社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の期間等について、弾力的な運用が図られるよう県や国に対して要望してまいります。

次に、高齢者福祉についてですが、7月末現在の高齢化率は30%と、震災前から比較すると約3%前後減少しております。高齢者の方々が遠方にいる家族のもとに転居、あるいは施設入所、さらに死亡や行方不明となったためと思われます。また、高齢者総合相談については増加傾向にあります。住居環境の変化や、介護者の被災による介護力の低下、介護サービス事業者の被災等の影響によるものと思われます。

今後、仮設住宅での生活の中で「高齢者のうつ」が懸念されますことから、予防に重点をおき、訪問型介護予防事業を実施予定としております。また、活動量の減少に伴う筋力低下が見受けられることから、身体機能を含めた介護予防事業を実施予定としております。また、震災による家族構成の変化、生活スタイルの変化に伴い、要介護状態となることが懸念されることから、生活不活発病に陥らない啓発活動に取り組んでいきます。

次に、介護保険についてですが、保険の利用者負担及び食費・居住費免除については、平成24年2月28日までの期間の予定となっており、免除対象となる被保険者の免除申請手続はすべて終えたところでございます。また、介護保険料については、町県民税の賦課とあわせ10月から保険料の決定がされ、減免申請を受け付ける予定としております。また、震災に伴い市町村でのサービス利用者が増加しておりますので、今年度の介護保険事業計画の見直しの中で検討していかねばならないと考えております。

次に、災害弔慰金については、6月下旬から8月末まで集中受付相談会を開催し、これまで1,019名を受け付けております。戸籍等の調査事務が完了した方々については、8月31日に1回目の支払いを行っており、以降は調査事務が完了した方や追加相談があった方も含めて、順次支払う予定となっております。

また、岩手県災害義援金は第2次配分追加分まで町に配分されており、今月末までには大部分の対象者への振り込み手続きを完了する方向で鋭意努力しております。

また、大槌町への義援金については、8月末現在で2億6,000万円ほどとなっております。大槌町災害義援金配分委員会を速やかに設置し、岩手県災害義援金や他市町村の対象者等を参考としながら、対象者や配分額等の決定を行ってまいります。

おおつち復興寄附金については約1億6,000万円、ふるさと納税は1,000万円を超えており、ご寄附いただいた趣旨に則して適切な予算執行に努めてまいります。

「地域防災計画」に関しては、新しいまちづくりにあわせ今回の大災害を検証した上で、抜本的な見直しを図ってまいります。当面の課題として、防災行政無線の早期復旧とともにデジタル化を進めます。また、消防署の建設用地を早期に確保してまいりたいと考えます。

次に、各税目の課税状況について報告します。

軽自動車税については、8月1日に納期限が到来し、8月末現在まで約77%の納付状況となっております。町民税、固定資産税、国民健康保険税につきましては、現在「東日本大震災の被災者に対する町税の減免に関する条例」に基づき、減免対象者の把握及び減免割合の確認作業を実施しておりますので、11月までには各税目すべての納付書を送付する予定としております。

平成22年度歳入歳出決算についてであります。例年9月定例議会に提出し、ご審議をいただくところでありますが、大震災の発生により財務会計システムに被害を受け、復旧に時間を要し、支払先、支払金額及び歳入の確定等、決算処理を現在も行っている現状にあります。このことから、平成22年度決算及び財政健全化判断比率については、12月定例議会においてご審議いただく予定でありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、庁舎についてであります。現在の仮設庁舎では町民窓口の待合室が庁舎外にあるなど、ご不便をおかけしている現状にあります。また、今後の組織再編に伴う定数増加により、執務室、会議室が不足することから、大槌小学校が使用できるように、補助金適正化法に基づく財産処分を国に申請の上、役場庁舎として改修の上早期移転したいと考えます。現在、詳細設計の手続きを進めており、改修計画がまとまり次第予算案としてご審議いただきたいと考えております。

このほか、復旧・復興に向けて早期に事業化を要するものにつきましては、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回の震災により亡くなられた加藤前町長を初め、職員皆様の無念さに思いをいたし、大震災の苦難を乗り越え、一刻も早い「愛するふるさと大槌」の再生を目指し、「公平、実行、思いやり」を基本に、信念と情熱をもって全力傾注して取り組んでまいり所存でありますので、議員各位には何とぞ格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明演述といたします。

ありがとうございました。



- 日程第 5 議案第 47号 大槌町災害復興基本条例の制定について
- 日程第 6 議案第 48号 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 49号 負担付きの寄附を受けることに関し議決求めることについて
- 日程第 8 議案第 50号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 51号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第 10 議案第 52号 平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 53号 平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第 12 議案第 54号 平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第 13 議案第 55号 平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第47号大槌町災害復興計画基本条例の制定についてから、日程第13、議案第55号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、9件を一括議題といたします。



ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは、私の方から、平成23年第3回大槌町議会定例会に関する議決事件について一括で提案理由を申し上げます。

本定例会には、議案9件を提出しております。

議案第47号大槌町災害復興基本条例の制定については、東日本大震災津波を教訓として、被災における暮らしの復興を実現するため、町民、事業者、及び町の協働による復興対策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が安心して住み続けられる地域づくりへの決意を表明するとともに、復興対策の指針を示すため本条例を制定するものです。なお、適用年月日は公布の日からとするものです。

議案第48号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、今般の東日本大震災に伴う弔慰金などに係る関連死等重要事項の審査を行う災害弔慰金等審査会を設置するものです。なお、適用年月日は公布の日からとしますが、災害弔慰金を支給する対象遺族の拡大は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用するものです。

議案第49号負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについては、財団法人中国地方郵便局長会から大槌町立図書館の蔵書購入費に関して負担付きの寄附の申し出があったことから、申し出を受けるものです。なお、負担付き寄附額は750万円とするものです。

議案第50号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについては、災害弔慰金などの支給に当たり、東日本大震災と死亡または障害との因果関係を判断するため、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に係る事務に関し規約を定め、岩手県に委託しようとするものです。なお、規約施行日は平成23年10月21日とするものです。

議案第51号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、東日本大震災により被災した防災行政無線のデジタル改修、被災事業者再開支援補助金

及び応急仮設住宅周辺整備の災害救助費などによる補正を計上するものです。なお、補正追加額は18億4,151万円で、歳入歳出総額が213億122万5,000円となります。

議案第52号平成23年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、東日本大震災により被災した大槌浄化センター、大町、栄町及び桜木町雨水ポンプ場に係る災害復旧費などによる補正を計上するものです。なお、補正追加額は24億3,551万7,000円で、歳入歳出総額が30億1,473万円となります。

議案第53号平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、東日本大震災により被災した汚水管渠等の応急復旧事業費を一般会計から繰りかえる補正を計上するものです。なお、補正追加額は1億440万円で、歳入歳出総額は2億4,303万5,000円となります。

議案第54号平成23年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、東日本大震災により被災した介護保険システムなどの復旧費による補正を計上するものです。なお、補正追加額は979万円で、歳入歳出総額は13億6,071万円となります。

議案第55号平成23年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、水道料金システム借上料に係る債務負担行為を追加するもので、期間は本年度から平成30年度までとし、限度額は1,843万8,000円とするものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす23日から25日までは、議案思考日のため休会します。26日は、午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時12分